



目次

告 示	ページ
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定 (政策企画課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (")	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の休止の届出 (")	2
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託 (人 権 課)	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (3件) (漁業管理課)	3
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (3件) (")	3
○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定 (建築指導課)	4
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	

○狩猟免許試験の実施 (4・6 掲示) (鳥獣対策課)	4
○狩猟免許更新のための適正検査及び講習の実施 (")	5
○農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の変更 (農地・担い手対策課)	5
○換地計画の適否決定 (津野町) (農業基盤課)	11
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	11
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (3・26掲示)	13
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用上級試験 (試験区分「行政・T O S A」)の実施	13
○高知県警察官A男性、高知県警察官A男性 (武道指導) 及び高知県警察官A女性採用試験の実施	14
落札公告	
○落札者等の公告 (2件) (総務事務センター)	16
○ " (公営企業局 県立病院課)	16
正 誤	
◎正誤 (平21・7・23付け 規則ほか)	17

告 示

高知県告示第235号
 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則 (平成4年高知県規則第2号) 第41条の3第2項の規定により告示する。
 平成22年4月16日
 高知県知事 尾崎 正直

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
東京都港区赤坂九丁目7番1号	ヤフー株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る	平成22年4月1日から平成23年3月

	寄附金	31日まで
--	-----	-------

高知県告示第236号
 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
 平成22年4月16日
 高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
エール薬局おこ 南国市岡豊町小蓮390-3	南国市岡豊町小蓮390-3	平22・3・1う店
須崎緑町診療所	須崎市緑町10番23	" " "

高知県告示第237号
 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
 平成22年4月16日
 高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
エール薬局おこ 南国市岡豊小蓮406-2	南国市岡豊小蓮406-2	平22・2・28う店

高知県告示第238号
 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
 平成22年4月16日
 高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成22年1月1日	濱田 道弘	きしもと薬局十市店 南国市十市2681番地 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成22年2月1日	有限会社岩城建築設計事務所	デイサービスときめき 南国市久枝164番地2

	香南市野市町東野 1936番地3	通所介護 介護予防通所介護
平成22年4 月1日	高知調剤株式会社 高知市相生町3番30 号	なんごく薬局 南国市西野田町一丁目23 番6号 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導

高知県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年3 月31日	医療法人芳公会香長 中央病院 香美市土佐山田町西 本町五丁目5番34号	香長中央病院 香美市土佐山田町西本町 五丁目5番34号 短期入所療養介護 予防短期入所療養介護
平成20年7 月31日	社会福祉法人ふるさと 会 高知市横浜20番地1	デイサービスセンター中 追 吾川郡いの町中追2598番 地1 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通 所介護
平成21年3 月31日	医療法人みずほ会 須崎市多ノ郷甲5741 番地	グループホームすさき 須崎市多ノ郷甲5741番地 認知症対応型共同生活介 護 介護予防認知症対応型共 同生活介護
平成21年5	医療法人島津会	医療法人一勇会幡多病院

月14日	四万十市右山天神町 10番12号	通所リハビリテーション 四万十市右山天神町10番 12号 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテ ーション
平成21年5 月31日	有限会社むこせ薬局 香美市土佐山田町西 本町二丁目3番6号	むこせ薬局 香美市土佐山田町宝町一 丁目1番25号 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
平成21年6 月1日	医療法人高幡会 高岡郡四万十町古市 町6番12号	医療法人高幡会大西病院 高岡郡四万十町古市町6 番12号 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテ ーション
平成21年8 月31日	青野 奈保子	たかおか薬局 土佐市高岡町甲2190番地 1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
〃	医療法人佐野会 香美市土佐山田町東 本町三丁目2番41号	訪問リハビリテーション さの 香美市土佐山田町東本町 三丁目2番41号 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテ ーション
平成21年9 月30日	土佐市 土佐市高岡町甲2017 番地1	土佐市デイサービスセン ター陽だまり 土佐市高岡町甲1792番地 2 通所介護 介護予防通所介護
平成21年12 月31日	医療法人つくし会 南国市大埦甲1479番	居宅介護支援事業所おお そね

	地3	南国市大埦乙1259番地5 居宅介護支援
平成22年1 月31日	有限会社高知訪問介 護サービス 高岡郡日高村下分 177番地1	居宅介護支援センター優 花 高岡郡日高村下分177番 地1 居宅介護支援

高知県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

休止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成21年9 月30日	医療法人千博会 須崎市中町一丁目6 番25号	オリゾートちひろ病院 須崎市中町一丁目6番25 号 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテ ーション
平成21年10 月16日	医療法人千博会 須崎市中町一丁目6 番25号	訪問看護ステーションち ひろ 須崎市中町一丁目6番25 号 訪問看護 介護予防訪問看護
平成21年12 月28日	社団法人高知市医師 会 高知市鷹匠町二丁目 1番36号	高知市医師会立指定居宅 介護支援事業所とさ 土佐市高岡町甲1792番地 2 居宅介護支援

高知県告示第241号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務

（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目1番37号	財団法人高知県人権啓発センター	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

高知県告示第242号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

（1）発起人の住所及び氏名

須崎市 浜田 勝
 〃 林 幸生
 〃 村上 一

（2）加入区の名

野見加入区

（3）漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

野見漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

（1）縦覧期間

平成22年4月16日から同月30日まで

（2）縦覧場所

野見漁業協同組合

高知県告示第243号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

（1）発起人の住所及び氏名

土佐清水市 渡辺 浩

〃 網野 和 芳
 〃 竹内 長 男

（2）加入区の名

下ノ加江加入区

（3）漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

（1）縦覧期間

平成22年4月16日から同月30日まで

（2）縦覧場所

高知県漁業協同組合下ノ加江支所

高知県告示第244号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

（1）発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町 福田 昭一
 〃 堀 渕 克文
 〃 坂 本 三男

（2）加入区の名

一切加入区

（3）漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

（1）縦覧期間

平成22年4月16日から同月30日まで

（2）縦覧場所

すくも湾漁業協同組合一切支所

高知県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 西土佐松野

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐津賀字カミダバ9番から四万十市西土佐津賀字カミダバ4番1まで	前	4.4 }	73
	後	4.4 }	73
		8.3	

高知県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 西土佐松野

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐薮ケ市宇大平山588番2から四万十市西土佐薮ケ市宇大平山587番2まで	前	5.8 }	55
	後	11.6 }	55
		20.2	

高知県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 西土佐松野

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐津賀字カミダバ9番から 四万十市西土佐津賀字カミダバ4番1まで	73	平成22年4月16日

高知県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐藪ケ市字大平山588番2から 四万十市西土佐藪ケ市字大平山587番2まで	55	平成22年4月16日

高知県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 志和仁井田
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町志和字板取山1113番47から 高岡郡四万十町志和峯字カゲ地145番1まで	500	平成22年4月16日

高岡郡四万十町志和峯字小越谷556番から 高岡郡四万十町志和峯字西小越573番地先まで	160	平成22年4月16日
--	-----	------------

高知県告示第250号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3（に）欄の5の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さについて、次のとおり制限を定める区域及び数値を指定し、平成22年4月16日から施行する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定する区域
幡東都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域
- 2 区域の区分及び制限の数値
高知県土木部建築指導課及び黒潮町役場に備え置いて一般の縦覧に供する図書による。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年4月6日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年4月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年4月6日	特定非営利活動法人 児童・障がい児	大倉 三洋	高知市 瀬戸東町二丁目284番地	この法人は、児童（障がい児を含む）の健全育成・療育相談や障がい者に対する相談支援活動を行い、児童（障がい児

	(者) 相談支援ネットワーク高知			を含む)や障がい者が地域で生きがいを持って暮らすための調査、普及、啓発、実践に関する事業を行い共生社会の充実に寄与することを目的とする。
--	------------------	--	--	--

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所

日時	場所	試験を実施する免許の種類
平成22年7月29日 午前10時から	中村地区建設協同組合会館	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 30日	〃	わな猟免許及び網猟免許
〃 8月5日	安芸市総合社会福祉センター	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 6日	〃	わな猟免許及び網猟免許
〃 〃 30日	高知県立ふくし交流プラザ	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 31日	〃	わな猟免許及び網猟免許

2 免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄にはり付けること。）

3 免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県文化生活部鳥獣対策課にそれぞれの試験の実施日の10

- 日前までに到着するように提出すること。
- 4 免許申請書の配布場所
高知県文化生活部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
 - 5 その他
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県文化生活部鳥獣対策課に問い合わせること。



鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項、第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所

実施市町	日時	場所
田野町	平成22年6月29日 午後1時から	田野町ふれあいセンター
高知市	〃 7月1日 〃	高知県立ふくし交流プラザ
本山町	〃 〃 2日 〃	本山町プラチナセンター
高知市	〃 〃 22日 〃	高知ちばさんセンター
四万十市	〃 〃 28日 〃	四万十市立中央公民館
須崎市	〃 8月18日 〃	須崎市立市民文化会館
高知市	〃 〃 22日 〃	高知県猟友会館
高知市	〃 9月2日 〃	高知県猟友会館

2 免許更新申請手数料

2,800円（高知県収入証紙を免許更新申請書の所定欄にはり付けること。）

- 3 免許更新申請書の提出場所及び提出期限
高知県文化生活部鳥獣対策課へそれぞれの講習の実施日の10日前までに到着するように提出すること。
- 4 免許更新申請書の配布場所
高知県文化生活部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
提出書類その他詳細については、高知県文化生活部鳥獣対策課に問い合わせること。



農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の一部が改正されたことに伴い、同法第5条第4項の規定により農業経営基盤強化の促進に関する基本方針を平成22年3月12日に変更したので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

農業経営基盤強化の促進に関する基本方針

平成22年3月12日

高 知 県

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

1 高知県農業・農村の概況

(1) 本県の農業・農村の特色

ア 生産

本県は、温暖多照の恵まれた気候や、海岸部から山間部に至る変化に富んだ自然条件を有しています。しかし、県土の84%を森林が占め、耕地の比率が4.2%と低いため、農家1戸当たりの経営耕地面積は63.0aと全国の126.9aを大幅に下回っています。

こうした条件の下、平野部においては、施設栽培を中心にした野菜や花き等、収益性の高い園芸農業が発展し、また、山間部においては、夏期の冷涼な気象条件を活かした夏秋期を中心とする野菜をはじめ、果樹などの園芸農業や特色のある米づくり、茶、肉用牛の生産など、多様な農業が展開されています。

イ 流通・販売

本県の主要な農産物である園芸品は、主として高知県園芸農業協同組合連合会が一元的に集荷し、その多くは東京や大阪などの大消費地に向けて出荷・販売しており、園芸品の有力な産地として「園芸こうち」ブランドを確立しています。

こうした集出荷・販売体制は、荷物を集約することによるロットの拡大や多品目のセット販売、安定的な供給、平野部と山間部のリレー出荷による周年出荷体制といったことを可能にし、市場における有利販売につながるとともに、輸送コストの低減といったメリットを持っています。

ウ 消費・交流

本県は、大手旅行情報誌の宿泊旅行アンケート調査から、「地元ならではのおいしい食べ物が多いところ全国トップクラス」という評価を得ています。

また、太平洋に開かれた気候風土からもたらされる多彩な農畜産物や海産物があります。さらに、全国的な知名度を有する自然にも恵まれ、環境保全の取組も全国に先駆けて進めています。

(2) 農業・農村を取り巻く環境

ア 消費・流通構造の変化

量販店等の大規模小売店や外食産業などの農産物の大口需要者は、消費者ニーズに対応して大きく成長しました。特に、大規模小売店は、市場の取引額の半分以上を占めるようになり、バイイングパワー（価格決定に影響を及ぼす力）が強大になっています。

一方、こうした大口需要者と産地との契約取引などの直接的な取引や、産直販売などが増加してきたことから、野菜及び果実の国内総流通量に占める卸売市場を経由する割合は、低下する傾向にあります。

また、近年では、単身世帯の増加や食の簡便化志向、個食化傾向などを背景として、素材を調理しての消費が減少する一方、「外食」や「中食」が増加するなど消費形態が大きく変化し、加工・業務用の需要が増加しています。

野菜の販売に関しては、消費者は、少量販売や安価提供、安全・安心などを志向する傾向にあります。

イ 農産物価格の低迷

景気の動向や輸入農産物の増加、消費・流通構造の変化などさまざまな要因により、品

目によっては価格が大きく低下しています。

景気は持ち直しつつあるものの、民間需要の回復力は弱いことなどから、農産物価格の動向は今後とも楽観できない状況にあります。

ウ 農産物輸入の拡大

国際化や自由化の進展は、農業分野においても例外ではなく、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意で農産物の輸入の自由化が進んでいます。

本県では、中国からの輸入によって県内のショウガ産地が大きな打撃を受けたこともありますし、ピーマン類の輸入が増大するとともに、ナスやキュウリなど本県の基幹品目においても、生鮮品や加工品等の輸入の増加により、その影響が懸念されます。

エ 農業・農村の過疎化・高齢化の進行と耕作放棄地の増加

農業・農村に対する期待が高まる一方で、農村では、過疎化や高齢化が進行し、担い手の不足が深刻な問題になっています。特に、こうした傾向が著しい山間部においては、集落の維持が困難となっているところも見受けられます。

また、農地の遊休化が著しく進展した地域においては、一定のまとまりのある優良農地においても耕作放棄地が発生し、担い手への農用地の利用集積など地域の農業振興を図る上で障害となっています。

オ 交流人口の増加

都市の農村に対する関心は高く、両者間で交流を進めることを必要と考える都市住民が約8割を占める等、農村への強い期待感から交流人口の増加が見込まれています。

2. どのような農業・農村を目指すのか

本県農業が、これからも持続性を持って発展していくためには、情勢の変化も踏まえながら、これまでに培われてきた産地としての基盤を再構築する中で、本県の強みを生かした農業づくりを進めていくことが大切です。

また、大消費地から離れ、中山間地域の多い本県において、農業は、地域の経済や社会の核となる産業として重要な位置を占めています。少子高齢社会が到来する中、本県の活力を保っていくために、本県の特性に即した農業・農村づくりを進めていくことがこれまで以上に求められます。

そうした観点から、平成19年度に、「消費地に信頼される園芸産地づくり」と「地域特性を生かした農業の展開と農村の振興」を柱とする、「こうち農業・農村振興指針」を策定し、本県の農業・農村の振興に、農業者、農業団体、行政等の関係者が共有し、一体的に取り組みを進めています。

また、21年3月に策定された高知県産業振興計画における農業分野の成長戦略では、指針の方向性に沿って、「次世代へ引き継ぐ魅力ある農業の実現」を目指した具体的な取り組みを進めています。

3 取組の基本方向

(1) 競合に打ち勝つ高知ブランドを再構築

ア 担い手の育成と生産資源の保全

(ア) 認定農業者の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営の育成とその持続的な発展のためには、農業者が、その時々の経営環境に適切に対応しつつその経営内容を点検し、改善すべき点を明確にした上で計画的経営改善を図っていくことが重要であり、このような農業者の自発的な創意工夫による経営改善への取組を促進します。

このため、地域及び県域の担い手育成総合支援協議会において、関係者が一体となって取り組みの課題を整理・共有し、適切に役割を分担し合って、認定農業者の育成・確保を総合的に推進していきます。

(イ) 企業の経営体の育成

園芸産地の維持・発展のため、規模拡大等により、意欲と能力のある担い手農家の経営発展を推進することで、企業の経営体の育成を図ります。併せて、JAにおいて開設された無料職業紹介所の活用等により、これらの企業の経営体と優良な労働力のマッチングを図ります。

(ウ) 新規就農者の確保・育成

新規就農者の確保・育成を図るためには、就農希望者の相談対応から就農後のフォローアップまで一体となった支援の仕組みが必要であり、特に実践的な研修と地域全体による支援活動が重要です。

このため、就農希望者に対して受け入れ地域の情報や研修制度などを紹介する取り組みを進めるとともに、就農希望者の円滑な営農開始に向け、新規就農者支援ネットワークや担い手育成総合支援協議会などの活動を充実し、地域の農業者も一体となった支援を実施していきます。

また、農業法人等に雇用される形での就農は、農地の確保や機械・施設の初期投資が少なく、技術的に未熟な新規就農者でも一定の所得が確保できることから、今後は新規就農の促進に係る有用な受け皿と位置づけて支援していきます。

(エ) 法人化と異業種参入の促進

社会的信用力の向上など法人化のメリットを生かせる個別経営体や農業参入を希望する企業、農地利用集積の受皿となる集落営農組織等を対象として、法人設立のための相談や指導などを行い、経営感覚に優れた、効率的かつ安定的な農業法人を育成します。

また、農業への参入を希望する企業については、円滑な営農開始に向けて、必要な支援を行います。

(オ) 女性の地域活動や経営参画の促進

農業従事者の約6割を占める女性農業者は、農業経営の主体あるいはパートナーとして重要な役割を担っています。女性の視点を生かした農業経営や農村地域の活性化につなげるため、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力等を通じ、女性の能力発揮の場の拡大を図るとともに、女性の能力向上のための取り組みを進めます。

(カ) JA出資型法人の設立支援

地域における個別農家や集落営農組織の活動を補完するとともに、遊休ハウス等を活用した農業経営に取り組み、新規就農者の研修の場としての機能等を持たせた法人を営農のノウハウや販路等を持つJAが主導して設立することができるよう支援していきます。

(キ) 農業農村整備と農地の集積

ほ場整備をはじめ、かんがい排水、農道などの整備は、農業の生産性を高める最も基礎的な条件整備です。園芸農業を中心とした生産性の高い農業への転換を図るため、これら生産基盤の整備を進めます。

このことを契機として、意欲のある農業者に生産性の高い優良農地を集積し、産地基盤の強化を図ります。

イ 生産から流通・販売までの一元的支援体制の構築

県では、首都圏など大消費地をターゲットにした商品づくりと販売の強化に取り組むなかで、量販店など流通関係者と販売戦略を共有した県産園芸品の有利販売や中食・外食等の業務筋への販路開拓などを図るため、生産から流通・販売まで一元的に支援していく新たな体制を構築し、産地や農業団体と連携した取り組みを進めていきます。

(ア) 量販店とのパートナーシップの構築

量販店の価格形成力の増大をはじめ、国民の野菜消費の減少や安全安心志向など、近年の消費流通構造の変化に対応するため、さまざまな販売チャンネルに対して環境保全型農業のトップランナーへの取り組みなど、産地の「強み」をPRし、理解をいただくなど、卸売会社から先の量販店等の実需者との関係を強化するとともに、産地側が新たな消費地ニーズに対応できるよう支援を行うことにより、新たな販路開拓と有利販売につなげていきます。

(イ) 中食・外食等の業務需要への展開

青果物消費の55%は業務加工需要となっています。食の外部的化が進む中、中食・外食に依存するライフスタイルは今後も続き、需要は維持されると見込まれます。

また、業務加工業者の仕入れは流通コスト削減のため市場を通さない取引も多いものの、卸売市場が産地間を調整して周年で集荷する機能・役割を評価する傾向もあります。

こうした変化に対応するため、系統共販の強みを生かし、卸売会社と連携して卸から先の実需者に向けた新たな需要創出等を狙い、実需者との合意形成、産地の安定供給を基本として取り組みます。

ウ まとまりのある園芸産地の再構築

本県農業を牽引していく園芸農業において、生産者が力を合わせることで、高い技術レベルの産地を形成し、高品質な農産物を安定供給できる高知ブランドを再構築することで、消費地から高く評価されるよう、取り組みを進めていきます。

(ア) 園芸用ハウス面積の確保

施設園芸は本県園芸農業の基幹となる部門です。このため、施設園芸を希望する新規就農者や、規模拡大・施設の高度化など経営改善に取り組む農業者の実需については、重点的に支援を行います。

また、規模縮小等により生まれた遊休ハウスについても、新規就農や規模拡大を希望する方々に結び付けることで有効利用を図ります。

(イ) まとまりのある園芸産地の育成

篤農家の優れた技術を、産地の生産者に速やかに移転する「学び教え合う場」の仕組みづくりの拡大とともに、新品種や新技術の栽培実証などに総合的に取り組み、速やかな技術の普及と課題解決を図っていきます。

エ 環境保全型農業のトップランナーの地位を確立

消費者の環境問題への意識の高まりや、食の安全・安心志向に応えるために、全国トップの取り組みであるIPMなど環境保全型農業技術を県内全域・全品目に普及し、全国トップランナーの地位を築き取り組みにさらに磨きをかけることで、他県の追随を許さない、全国に類を見ない農業県となり、販売戦略の大きな武器となりうるよう取り組んでいます。

また、環境保全型農業の世界のトップランナーであるオランダとの技術・文化交流を深め、県内の農業者や関係者の意識をさらに高め、トップランナーの地位を築くスピードを加速させていきます。

オ 生活できる所得を確保するこうち型集落営農の実現

(ア) こうち型集落営農の実現

就業の場や所得機会の少ない中山間地域では、農業は地域経済の核になるとともに、国土保全や水源のかん養などの多面的機能の維持や地域の社会活動も担う重要な役割を果たしています。

そのため、中山間地域等直接支払制度の積極的な活用を通じて、耕作放棄地の発生の防止を図るとともに、小規模な農家や高齢農家、兼業農家等が持続的に農業生産を続け

ていけるような体制づくりを進めています。

こういった、中山間地域において農業で生活できる所得を確保する仕組みづくりを進めていくことにより、収益性の高い園芸品目や畜産を導入する「こうち型集落営農」を推進するとともに、県内全域での取り組みを進めていくことにより、農家の所得向上や集落の活性化を図っていきます。

(イ) 集落営農の推進

高齢化の著しい地域などでは、個々の農家の取り組みだけでは地域の農業や集落を維持できない状況が生じてきており、耕作放棄地も増加しています。

このため、小規模な農地が散在するなどの理由から、担い手への農地の集積が困難な地域や、小規模な農家や兼業農家が多い地域において、集落営農を推進することで、機械等への過剰投資を回避するなど効率的な生産体制の確立や農地の有効利用を図り、地域の活性化につなげていきます。

(ウ) 多様な担い手による農業の展開

認定農業者等の担い手とともに、小規模な農家や高齢農家、兼業農家などの多様な担い手は、農地や農業用施設の保全をはじめ、集落機能の維持・形成に重要な役割を担っています。

また、農業生産の面においても、そうした多様な担い手は、産地を構成する一員として、地域の生産力を確保するために欠かせない存在です。

このため、農地・水・環境保全向上対策をはじめ、集落営農の取り組みや、産地のまとまりの仕組みづくりなどを通じて、多様な担い手が意欲を持って持続的に営農を展開していけるような取り組みを進めます。

カ 品目別総合戦略の実現

品目ごとに生産から流通・販売までの総合戦略を策定し、生産者や農業団体、行政等がその総合戦略を共有し、課題の解決に向けた対策を実現していきます。対象とする品目は、野菜、果樹、花きの園芸品目に加えて、米、茶、畜産も含め、基幹となる35品目の戦略を整理しています。

品目については、今後も地域で必要とするものを追加していくこととしています。

(2) 新たな取組による農業・農村の発展

ア 1.5次産業の推進

加工向け農産物の安定供給の確保と加工、流通、販売までトータルに支援する体制による取り組みを推進するとともに、地域のこだわりを活かした加工品の開発や規模拡大を推進します。

イ 「高知の食」を活用した取組の拡大

食の安全や健全な食生活に対する関心が高まる中で、食と農の距離を縮め、消費者と生産者が「顔が見え、話ができる」関係を築く地産地消の取り組みが広がっています。

このため、地産地消が県民運動として定着していく仕組みづくりに取り組むとともに、学校給食などにおける食育の場を通じ、本県の農畜産物や農業を深く理解する子供を育て、将来の本県農畜産物のファンづくりと消費拡大、産地の生産意欲の向上を図っていきます。

ウ グリーン・ツーリズムの推進

グリーン・ツーリズムは、副業的な収入だけでなく、農業・農村の持つ多面的機能の保全、農村景観や文化の維持継承、都市住民の農業・農村への理解の醸成といった面からも、農業・農村振興の有効なツールとして期待されています。

このため、集落がひとまとまりとなって生産、加工、体験、販売までを手がけ、集落の情報を丸ごと発信する手段としてグリーン・ツーリズムを用いることで、地域にある価値

をしっかりと外部に伝え、所得の向上につなげる取り組みを支援していきます。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

他産業従事者と比べて遜色ない労働時間と地域の他産業従事者並みの生涯所得を確保できる、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、県内の各地域で、地域特性を活かしながら現に展開されている営農の事例を参考とし、基本的な指標を示します。

1 地域特性を活かした主要な営農モデルの方向

本県は、海岸部の平坦地域から四国山地に至る山間地域まで、変化に富んだ自然条件の下、多様な農業が展開されており、その担い手も、収益性の高い施設園芸等を営む主業農家から山間地域の農業を担う準主業農家まで様々です。

ここで示す営農モデルは、これら立地条件の違いなどを考慮し、現にそれぞれの地域で実践されている営農の事例を基本に、10年後を見通して、農業経営において地域の他産業従事者並みとなることを前提に、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は2,000時間程度とし、年間農業所得はおおむね400万円程度を確保することを目指して作成したものです。

2 生産方式

土地基盤の整備や農用地の利用集積が促進されることを想定し、また、農業機械・施設や生産技術については、自動環境制御装置や環境保全型農業技術などの技術を基本にしています。

3 経営管理の方法

複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告の実施など、効率的かつ安定的な経営管理が一定程度図られることを前提としています。

4 農業従事の態様等

休日制や給料制の導入、適正な雇用労力の確保、社会保険への加入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定しています。

労働力においては、個別経営体の場合、主たる従事者1人と、補助従事者として家族労働力又は雇用労働力を想定しています。また、農業法人等経営体では、主たる従事者3名以上を想定しています。

5 営農類型

(1) 個別経営体事例

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設ナス 30 a	促成栽培 A Pハウス 購入苗利用 自動天窗 自動灌水システム 共同選果機利用	減農薬技術の導入（ミツバチ、天敵、防虫ネット） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	休日制、給料制の導入 適正な雇用労力の確保 社会保険への加入
施設キュウリ 30 a	促成栽培 A Pハウス 自動灌水システム 共同選果機利用	減農薬技術の導入（紫外線カットフィルム、天敵、防虫ネット） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底、鮮度保持） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	

施設ピーマン40a	促成栽培 長期展張ハウス20a 収穫期間延長 APハウス20a 自動灌水システム 共同選果機利用 防除ロボット	減農薬技術の導入(紫外線カットフィルム、天敵、防虫ネット) 品質向上(優良品種の導入、基本技術の徹底) 低コスト(肥料、農薬、重油) 複式簿記記帳の実施
施設ユリ30a	年2回作 APハウス 自動灌水システム	蒸気土壌消毒 品質向上(優良品種の導入、栽培環境の改善) 複式簿記記帳の実施
施設ニラ50a 露地ニラ25a	APハウス 自動灌水システム 出荷調整機(袴むき) 調整作業員の雇用	減農薬技術の導入(紫外線カットフィルム、防虫ネット) 品質向上(作型の組合せ、基本技術の徹底、調整作業) 複式簿記記帳の実施
施設小ネギ40a	APハウス 皮むき機 調整作業員の雇用	調整作業の省力化 品質向上(調整作業の徹底、基本技術の徹底) 複式簿記記帳の実施
ショウガ120a	予冷库 ハーベスター 借地による規模拡大	減農薬技術の導入(黄色蛍光灯) 品質向上(優良種苗確保、灌水施設の設置、基本技術の徹底) 低コスト(肥料、農薬) 複式簿記記帳の実施
ユズ150a	貯蔵庫 スピードスプレアー 青果率70%	低コスト(防除、整枝剪定、低樹高化) 品質向上(適期防除の徹底、優良系統の導入、整枝剪定) 複式簿記記帳の実施
肉用牛繁殖・肥育一貫経営繁殖牛40頭 肥育牛80頭	肉用牛繁殖・肥育一貫経営 去勢若齢肥育 肥育出荷月齢23~24カ月 肥育出荷時体重715kg	繁殖部門 繁殖成績の改善(受胎率向上、分娩間隔短縮) 低コスト生産(放牧) 粗飼料基盤の確保 事故率低下 肥育部門

		肥育技術の確立(枝肉格付成績の向上) 低コスト生産(肥育期間短縮)
--	--	--------------------------------------

(2) 農業法人等経営体事例

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設トマト1.5ha	長期展張軒高ハウス 養液栽培システム	減農薬技術の導入(マルハナバチ、天敵、黄色蛍光灯) 品質向上(基本技術の徹底) 低コスト(肥料、農薬)	適正な雇用労力の確保
施設ニラ2.0ha	APハウス 自動灌水システム 出荷調整機(袴むき) 調整作業員の雇用	減農薬技術の導入(紫外線カットフィルム、防虫ネット) 品質向上(作型の組合せ、基本技術の徹底、調整作業)	

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本県農業の特徴である、耕地面積が少なく棚田が多いという地理的条件や施設化を特徴とした労働集約型の営農形態は、土地基盤整備や農地の流動化に対する取り組みを遅らせ、農業経営の規模拡大を困難にしています。

農業・農村の担い手の不足やそれに伴う耕作放棄地の増加などに対応するためには、中核的な担い手となる経営体の確保・育成が重要であり、これらの担い手に農用地の利用集積を図る必要があります。

このため、土地基盤整備の効率的な導入により、生産性の高い優良農地を確保するとともに、地域の農業者はもちろんのこと、市町村、農業委員会、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人などの農地流動化関係団体・機関等が一体となって、農用地の流動化に取り組むための仕組みづくりを推進します。

1 集積を要する農用地

農業者の高齢化や兼業化の進行に伴い、現在耕作している個々の農家では管理できなくなる農地はますます増加していくことが考えられます。こうした農用地を、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を進めていきます。

2 農用地の利用の集積

おおむね10年先を見通し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積面積が、地域の農用地の利用面積に占める割合を目標として示します。

農用地の利用の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定、又は移転のほかに、農作業の受委託によるものも含んでいます。

地域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備考
高知県	おおむね45%	

3 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業者が経営する農地が分散している状況にある中で、認定農業者等担い手の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっています。

このため、第2に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、農用地を面的に集積してその割合が高まるように努め、これらの者が経営農地を効率的に利用し得るよう措置します。

第4 効率的かつ安定的な農業経営者を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第3で示すこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積の割合の目標の達成を図るためには、従来にも増して積極的な取り組みが必要です。

こうした取り組みを推進するため、県は、関係各課をはじめ農業振興センター等が連携し、県内の指導体制を整備するとともに、農業会議、農業協同組合中央会、県農業公社、土地改良事業団体連合会等の関係団体等により設置している、高知県担い手育成総合支援協議会の活動を通じて、相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講じていきます。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度の普及を図ります。

なお、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」といいます。）のうち、農業経営改善計画の期間が終了する者に対しては、その経営のより一層の向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行います。

(1) 利用権設定等促進事業の推進

利用権設定等促進事業については、認定農業者や認定志向農業者への農用地の利用の集積のために、農作業受委託も含めてその効果的な活用を図るとともに、地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用に努めます。

この場合、小作料や農作業受託料金等の適正化を図り、望ましい農業経営の発展に資するように努めます。

平坦地域では、園芸農業等の労働集約型農業が営農の中心となるものの、ほ場の分散化や、稲作部門と基幹部門との労働の競合が見られるなど、合理的な土地利用が行われているとはいえない状況にあります。

園芸農業の経営や就業条件の改善の視点からも、また、土地利用型農業を基幹とする経営者の規模拡大と経営の安定化のためにも、ほ場の分散化の解消とともに、稲作部門の土地利用型農業を基幹とする農業者への利用集積をより一層推進します。

中山間地域においては、基盤整備が比較的進んでいないことなどから、大規模な農用地の利用集積は困難な状況ですが、今後、優良農地の確保に努めるとともに、園芸農業や地域特性を活かした農業経営を展開している認定農業者等への利用集積を効果的に進め、農用地の有効利用に努めます。

(2) 農用地利用改善事業の推進

地域の農用地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な農業経営に優良農地の集積を円滑に推進するためには、地域の合意と自主性に基づいた取り組みが必要です。

このため、地域段階において設立されている担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、水田農業など土地利用型農業が主である集落であって、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、農用地利用改善団体の設立を目指します。

さらに、担い手の不足している地域の農用地利用改善団体においては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図ることができる組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進します。

(3) 農業の経営基盤の強化に向けたその他の事業の推進

認定農業者等、農業の担い手の経営改善計画達成のため、また、過疎化や高齢化の進む地域において、農業や農地の担い手を確保するために、

ア 委託を受けて行う農作業を促進する事業

イ 農地保有合理化事業の実施を促進する事業

ウ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業など、農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業の効果的な実施を図ります。

(4) 関係機関・団体等の連携強化

地域段階では、農業振興センター等の県の指導機関及び市町村、農業委員会、農業協同組合等により設置している、地域担い手育成総合支援協議会の活動を通じて、地域の関係機関・団体等との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図ります。

特に、地域農業の振興方向並びに育成すべき経営体と小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階での農業者の徹底した話し合いに基づき、合意の形成が図られるよう指導・支援を行います。

また、自主的かつ計画的に農業経営の改善に取り組もうとする農業者の農業経営改善計画の作成への適切な指導を行うとともに、その計画を実現するために必要な生産方式及び経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修等を実施し、併せて経営改善を指導する担当者を養成し、農業生産法人の設立・運営に向けた指導体制の強化を図ります。

2 県全体を範囲とする農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

高知県において、県全体を範囲として農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人は、財団法人高知県農業公社とします。

高知県農業公社は、本県の地域特性に即し、関係機関・団体との連携の下、農用地等の中間保有、再配分機能を活用し、認定農業者等担い手の農業経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事業の範囲内において農地保有合理化事業を実施します。

(1) 農地売買等事業

農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

(2) 農地信託等事業

ア 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

イ 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業

(3) 農業生産法人出資育成事業

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し、次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

ア 農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資

イ (1)及び(2)に掲げる事業により、売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又はアの現物出資に係る農用地等を利用して、当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

(4) 新規就農の促進に関する事業

農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業

経営を営もうとする者が農業の技術及び経営方法を実地に習得するための研修事業
(5) (1)から(4)までに掲げる事業のほか、本県の農業経営基盤の強化の促進に資する事業

3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

(1) 農地利用集積円滑化事業推進の方向性

高知県においては、農業者が経営する農地が分散している状況にある一方、一部では、転用期待等により農地価格が農業生産による収入に見合う水準を上回る傾向にある等、効率的な利用に必要な集積が困難な状況にあります。

このため、第3で示す効率的かつ安定的な経営のための農地の面的集積について、目標を達成するためには、効率的かつ安定的な経営における経営農地の分散状況とその周辺農地の利用状況等を踏まえた措置を講ずる必要があり、県は、農地の面的集積を促進するため、市町村又は市町村の承認を受けた者が農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行う農業経営基盤強化促進法第4条第3項に定める農地利用集積円滑化事業の促進のための措置を講ずるものとし、本事業の積極的な推進を図ります。

また、農地利用集積円滑化事業の円滑な推進のため、関係各課、農業関係試験研究機関、農業振興センター等、県内の指導体制を整備するとともに、県及び県内の関係団体が構成員となっている高知県担い手育成総合支援協議会において十分な協議・調整を行い、関係機関・団体と相互に十分な連携を図ることとします。

(2) 農地の利用集積に向けた施策

農地利用集積円滑化事業の実施状況に応じて、農業経営基盤強化促進事業及び農地保有合理化事業等を積極的に活用し、利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進により、地域の担い手への農用地の面的集積を促進します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、津野町の行う津野地区（旧宮換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成22年4月16日から同年5月20日まで

3 縦覧場所

津野町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第6号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年4月16日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成22年6月8日（火）から同月17日（木）まで（日曜

<p>日及び土曜日を除く。)の8日間</p> <p>イ 追加取得講習 平成22年6月14日(月)から同月17日までの4日間</p> <p>(4) 実施場所 高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ</p> <p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。</p> <p>(1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者</p> <p>(1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は社団</p>	<p>法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 平成22年5月10日(月)及び11日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成22年5月12日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 平成22年5月17日(月)から同月19日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたもの) 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者には、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証</p>	<p>明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p>
--	--	---

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第15号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年3月26日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

2 老人ホームの表中

軽費老人ホームケアハウス虹の丘	四万十市右山1973番地6
-----------------	---------------

を

軽費老人ホームケアハウス虹の丘	四万十市右山1973番地6
有料老人ホーム愛夢しまんと	四万十市具同田黒三丁目8番10号
グループホームしらふじ	四万十市右山1973番地2

に改める。

人事委員会公告

高知県職員等採用上級試験（試験区分「行政・TOSA」）を次のとおり行う。

平成22年4月16日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

1 採用予定人員及び勤務先

採用予定人員	勤務先
15名	知事部局等の本庁又は出先機関

2 職務内容

地域振興、防災対策、社会福祉、国際交流、産業振興、観光振興、農林水産振興、環境対策、都市計画、教育等高知県庁の行政全般にわたる業務に従事する。

3 受験資格

次の(1)から(3)までに該当する人

(1) 年齢

昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人（学歴不問）又は同月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人若しくは平成23年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成22年4月19日（月）から同年5月12日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成22年5月12日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

- (3) 申込書の提出場所
高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時及び場所
書類選考	アピールシート	受付期間終了後、書類選考を実施する。
第1次試験	教養試験 専門試験	平成22年6月27日（日）午前9時から午後3時15分ごろまで 高知試験会場 高知市棧橋通六丁目2-1 高知県立高知南高等学校 東京試験会場 東京都文京区春日一丁目13-27 中央大学理工学部 （教養試験の実施及び論文試験の採点は、書類選考の合格者についてのみ実施する。）
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成22年7月24日（土）から同年8月3日（火）までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。

6 試験の方法

試験は、次のとおり書類選考、第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

- (1) 書類選考

種目	内容

アピールシート	申込書の提出時に併せて提出を受ける「行政・TOSAアピールシート」による書類選考
---------	--

(2) 第1次試験

種目	内容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験（書類選考の合格者についてのみ実施する。）
論文試験	公務とは異なる環境での経験を通して培った能力及び実績、公務に対する意欲等についての筆記試験（申込書の提出時に併せて提出を受ける論文で評価するものとし、書類選考の合格者についてのみ採点を行い、採点結果は、第1次試験の得点とする。）

(3) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査（健康診断書の提出を求める。）

7 合格発表時期等

書類選考の結果は5月下旬に申込者全員に通知し、第1次試験の合格者の発表は7月上旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。

8 任命等

- (1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示される。

任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成23年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われる。

9 給与

平成22年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、172,700円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。例えば、大学等を卒業した人で民間企業等の常勤正社員として10年間勤務していた場合の初任給は、約210,000円である。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 試験成績の開示

この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。

11 その他

- (1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

- (2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

高知県警察官A男性、警察官A男性（武道指導）及び高知県警察官A女性の採用試験を次のとおり行う。

平成22年4月16日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
警察官A男性	36名
警察官A男性（武道指導）	1名

警察官A女性	5名
--------	----

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。また、武道指導については、このほか、警察官に対する柔道又は剣道の技術指導等の業務にも従事する。

3 受験資格

次の(1)から(4)までに該当する人

(1) 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人又は平成23年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 日本国籍を有する人

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人

(4) 試験区分「警察官A男性（武道指導）」については、次のいずれかに該当する人

ア 柔道の段位が3段以上（大学等を卒業見込みの人は、2段以上）であること。

イ 剣道の段位が4段以上（大学等を卒業見込みの人は、3段以上）であること。

4 受験手続

(1) 受付期間

平成22年4月19日（月）から同年5月21日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成22年5月21日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付、県内各警察署、交番及び駐在所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所

第1次試験	教養試験 身体検査 体力試験 （武道指導の受験者を除く。） 実技試験 （武道指導の受験者に限る。）	平成22年7月11日（日）午前9時から午後5時ごろまで	高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体精密検査	平成22年8月5日（木）から同月12日（木）ごろまでの間に実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。	高知市棧橋通四丁目15-11 高知県高知南警察署 （試験会場を変更する可能性がある。） 高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

6 試験の方法

(1) 第1次試験

種目	内容
教養試験	警察官として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験
身体検査	職務遂行に必要な身体を有しているかどうかについての検査
体力試験 （武道指導の受験者を除く。）	職務遂行に必要な体力及び運動能力を有しているかどうかについての試験
実技試験 （武道指導の受験	柔道又は剣道について、武道指導者にふさわしい技能、気力、体力等を有しているかどうかについての実技試験

者に限る。）	
--------	--

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	警察官として必要な識見、表現力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
身体精密検査	胸部疾患の有無その他についての検査

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月中旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う予定である。

8 採用

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて提示される。

警察本部長は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成23年4月1日の予定であるが、採用可能な人については、平成23年10月1日に採用される場合がある。

(3) その他

平成23年3月31日までに学校教育法による4年制の大学等を卒業する見込みで受験し、この試験に合格して採用候補者名簿に登載されても、同日までに卒業しなければ、採用されない。

9 給与

平成22年4月1日現在の初任給は、197,700円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 共同試験

試験区分「警察官A男性」の第1次試験は、高知県（高知県人事委員会）が東京都（警視庁）及び大阪府（大阪府警察本部）と共同して実施するものであり、希望することにより、共

同試験実施都府の第1次試験を同時に受験したものとして取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した人は、第2志望の第1次試験の合格者とはならない。

共同試験の場合の受験資格は、次の表並びに3の(2)及び(3)に該当する人とする。

都府名	受験資格	
東京都 (警視庁)	昭和55年7月13日から平成元年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による4年制の大学等を卒業した人又は平成23年3月31日までに卒業見込みの人
大阪府 (大阪府警察本部)	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性	

11 試験成績の開示

この試験の受験者(高知県を志望した人に限る。)は、成績の開示を請求することができる。

12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎
高知県警察本部警務課	(088) 826-0110 内線2613、2614 (フリーダイヤル) 0120-032-376	高知市丸ノ内二丁目4-30

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成22年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
39,175,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県旅費事務センター運営委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
近畿日本ツーリスト株式会社 東京都千代田区神田松永町19番の2
- 5 随意契約に係る契約金額
496,602,225円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程(平成7年高知県企業局管理規程第9号)の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年4月16日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県立幡多けんみん病院事務部総務課 宿毛市山奈町芳奈3番地1
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
高知ビルメンテナンス協同組合 高知市棧橋通三丁目25番30号
- 5 落札金額
34,755,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成22年1月12日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平21・7・23	号外23	◎規則	25	右	<u>所有権留保付</u>	<u>所有権者留保付</u>
平22・3・26	号外9	◎規則	3	右 (45)	第 号 年 月 日	年 月 日